

助成金

産業用ロボット「**教示等**」特別教育(学科のみ)

近年、産業用ロボットは、人手不足への対応や生産性の向上のため、あらゆる生産現場で急速に普及していますが、プログラミングや操作ミスによる労働災害の危険性があるため、労働安全衛生法第59条により「危険作業」に指定され、産業用ロボットの教示等(ティーチング)の業務に従事する労働者には、あらかじめ特別教育を受けさせる必要があります。

この特別教育は、学科と実技が必要となりますが、**当協会では「学科」教育のみを実施しますので、実技教育については各事業所での実施**をお願いします。(学科教育だけでは特別教育の修了とはなりませんので、ご注意ください)

この講習の修了者には「学科教育修了証明書」を交付します。事業所での実技教育修了後、協会にお申し出をいただければ、確認のうえ「特別教育修了証」を発行いたします。

対象者

産業用ロボットに対して動作の位置や速度、動作の順番などをプログラミングする業務(教示等)を行う方

講習の内容(安全衛生特別教育規程によるカリキュラム)

- 1 産業用ロボットに関する知識(ロボットの種類・機能や取り扱い) 2時間
- 2 関係法令 1時間
- 3 産業用ロボットの教示等の作業に関する知識(教示作業の方法・教示作業の危険性) 4時間

→ 実技教育(3時間)は、別添「事業所における実技教育」を参考に各事業所で実施してください。

▶ 2日間で「教示等」と「検査」がセットで学べるコースもあります。別の申し込みとなりますのでご注意ください。

日時

令和7年6月11日(水) 9:00~17:00 ※申込後、詳細な時間割を記載した「受講票(カリキュラム)」を送付します

会場

地場産業振興センター(足利市田中町32-11) 4階小ホール

受講料

14,300円

※受講料には、テキスト代などの諸経費及び消費税が含まれています

※当協会の会員以外の方は、規定の金額に手数料として3,300円が加算されます

申込期間

令和7年4月1日(火)~ 5月28日(水) 定員40名

申込方法

ホームページから直接お申し込みください(お問い合わせは、協会事務局73-6660まで)

助成金

市内中小製造業の場合は、足利市から**受講料の30%**が助成されます